

令和2年

第6回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年6月3日  
午後6時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第6回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年6月3日(水)

午後6時00分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	新型コロナウイルス感染症に関する対応について
日程第 5	報告第2号	令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する件
日程第 6	報告第3号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)のうち、教育費に関する件
日程第 7	議案第1号	仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金交付要綱の制定に関する件
日程第 8	議案第2号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)のうち、教育費に関する件
日程第 9	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年5月20日(水)～6月3日(水)

1 後志管内市町村教育委員会教育長会議

令和2年5月21日(木) 後志合同庁舎講堂

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症への対応
- 5月18日以降の分散登校について
- 「学びの保障」の方向性等
- 臨時休業に係る学校運営上の工夫
  - ・分散登校の実施に伴う出欠の取り扱い等について

2 入札

令和2年5月22日(金) 役場会議室2

＝概要＝

- 工事名 令和2年度小中学校情報通信環境整備工事  
請負業者 東日本電信電話(株)  
契約金額 7,975,000円(うち消費税及び地方消費税 725,000円)
- 業務名 令和2年度小中学校校舎清掃等委託業務  
受託業者 (株)東洋実業余市営業所  
契約金額 1,485,000円(うち消費税及び地方消費税 135,000円)

3 全道市町村教育委員会教育長TV会議

令和2年5月26日(火) 役場教育長室

＝概要＝

- 学校再開に当たっての留意事項について
- 学校再開後の児童生徒の心のケアについて
- 学校再開と学びの保障について
- その他

4 第11回臨時校長会

令和2年5月28日(木) 役場会議室2

＝概要＝

- 学校再開に当たっての留意事項について

- ・ 6月1日（月）から全小中学校で学校再開について
- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～について（各教科等、部活動、給食など）
- 学校再開後の児童生徒の心のケアについて
- 学校再開と学びの保障について
  - ・ 長期休業期間
 

仁木小	夏期	8/8（土）～8/17（月）	冬期	12/29（火）～1/13（水）
銀山小	夏期	8/8（土）～8/17（月）	冬期	12/29（火）～1/13（水）
仁木中	夏期	8/8（土）～8/16（日）	冬期	12/24（木）～1/14（木）
銀山中	夏期	8/8（土）～8/16（日）	冬期	12/29（火）～1/13（水）
  - ・ 学校行事（運動会・体育大会、学芸会・学校祭）～規模縮小、分散実施
  - ・ 修学旅行 9月以降に実施
- その他
  - ・ ICT教育に係る今後の対応について

5 第9回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年5月29日（金）町民センター交流ホール

＝概要＝

- 教育委員会対応状況について
- 各施設の再開等について
- 特別定額給付金支給確定状況について
- その他

日程第 4

報告第 1 号

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

● 新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について

○ 6月1日以降の学校再開状況について

- ・ 6月1日（月）からは、国から示された「新しい生活様式」衛生マニュアルに沿って通常の時間で学校運営を行い、給食も提供します。
- ・ 長期休業（夏休み・冬休み）については、道教委から20日間程度、授業時数の不足が見込まれるとの試算が示され、通常50日程度確保されている長期休業期間ですが、30日前後に短縮される予定です。

これにより、当該学年の学習は今年度中に学習できる予定です。

なお、各学校の予定休業日程は次のとおりです。

仁木小 夏期 8/8（土）～8/17（月） 冬期 12/29（火）～1/13（水）

銀山小 夏期 8/8（土）～8/17（月） 冬期 12/29（火）～1/13（水）

仁木中 夏期 8/8（土）～8/16（日） 冬期 12/24（木）～1/14（木）

銀山中 夏期 8/8（土）～8/16（日） 冬期 12/29（火）～1/13（水）

- ・ 土曜日の授業は実施しない予定です。
- ・ 部活動は、校内での活動は国の指針に基づき実施しており、校外での活動となる中体連や中文連は大会が中止となっており、その他の大会も今のところ予定されていない状況です。
- ・ 小学校の運動会は、2学期の参観日に体育の時間に種目を限定して学年を分散し、参観者が密にならない状況で、保護者のみが参観できる形式で実施する予定です。
- ・ 中学校の体育大会は従来の形式では実施せず、体育の時間に記録のみ残す形式で実施し、保護者は参加しない。
- ・ 1学期中の参観日は、期間を設けていつでも参観できる形式で行い、密にならない状況で実施したいと考えている。
- ・ 学芸会は実施する方向で考えているが、学年別に日付を変えるや内容を縮小するなど、密にならない方法を検討していきます。

○ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」について

- ・ 学校の行動基準のレベルについては、次のとおりになります。（P7 参照）

～5/25（緊急事態宣言中） レベル3

5/26～5/31 レベル2

6/1～ レベル1

当面はレベル1を維持していくことになります。

- ・ 教育委員会、学校、家庭の役割について（P9～P10 参照）
- ・ 学校での基本的な感染症対策について（P12～P24 参照）
- ・ 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について（P27～P33 参照）

○ 今後の学びの保障について

- ・ ICT教育関係について、モバイルルーター30台とタブレット52台の購入契約を進めている。残りのタブレットについては6月定例会において、補正予算を計上している。
- ・ 5/25から各校で双方向通信（Webex）による各家庭と学校の接続試験を実施したが、大江、銀山地区のインターネット通信環境が良くないことが改めてわかった。  
モバイルルーターについても、安定した通信速度を保てる会社が限定され安価な通信会社は速度が出ない状況や、双方向通信ではすぐに月額通信量の制限に達ししてしまうなどの問題も発見できた。  
現状でも可能なオンライン学習を今後検討していく考え。
- ・ 今後の実施されるICT教育について（別紙）

○ その他の状況

- ・ 6/2から町民センターと山村開発センターを別紙の条件により段階的に開館する。
- ・ 町営プールは開設する方向で準備を進めている。
- ・ 臨時交付金において、大学生支援のため「仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金」を創設する。（町の独自支援として非課税世帯やひとり親世帯などに10万円給付）
- ・ スポーツ少年団活動については、中学校の部活動と同等の対応を実施するよう依頼する。



各 教 育 局 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開について(通知)

学校再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染や拡大リスクを可能な限り低減し、安全に学校教育活動が実施できるよう、衛生主管部局や、学校医・学校薬剤師等の専門家との連携による学校における保健管理体制を構築した上で、国から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下「マニュアル」という。概要については、別紙1のとおり)に基づき、次の事項に留意の上、5月31日(日)まで分散登校を行うなどして、6月からの学校再開に向けた準備を行ってください。なお、石狩管内の学校においては、地域の感染状況等に応じて、6月以降も一定期間、時差通学や午前授業、分散登校等を行い、円滑な学校教育活動が行われるよう、取組を進めてください。

記

- 1 基本的な感染症対策の徹底について  
再度の感染拡大の可能性を考慮し、こまめな手洗いや咳エチケット、換気をはじめ、「3つの密」を徹底的に回避するための身体的距離の確保など、「新しい生活様式」が定着するよう努めるとともに、児童生徒等が、感染症について正しく理解し、感染のリスクを避けることができるよう、学校再開後速やかに、感染症対策に関する指導を行うこと。
- 2 地域の感染レベルを踏まえた学校教育活動について  
学校教育活動の実施の可否やあり方については、各市町村教育委員会において、衛生主管部局等と連携の上、児童生徒等及び教職員等の生活圏における感染のまん延状況を踏まえて判断し、感染リスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を安全に継続していくことが重要であること。
- 3 臨時休業等の取扱いについて  
児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、学びの保障の観点から、直ちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、衛生主管部局からの助言を踏まえ、感染症対策本部会議において、感染拡大の兆しが見られるなど状況に変化があった場合、感染者等を出席停止としたり、時差通学や分散登校等の工夫をしながら、別紙2「II.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」及びマニュアルP36に基づき、臨時休業の必要性等について検討し、判断すること。
- 4 児童生徒等に感染等が確認された場合の対応について  
児童生徒等の感染等が確認された場合、マニュアルP36に基づき、学校における感染拡大を防止することが必要であることから、別紙3「保護者の皆様へ」を配付し協力を求めるとともに、別紙4「教職員の皆様へ」を活用して校内の共通認識を図ること。なお、別紙5「道立学校の児童生徒等に感染が発生した場合の対応について」及び別紙6「市町村立学校の教職員等に感染が判明した場合の対応について」を作成したので、事務の参考としていただきたいこと。

学校教育局高校教育課  
学校教育局義務教育課  
学校教育局特別支援教育課  
学校教育局健康・体育課  
教職員局教職員課  
教職員局福利課

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～（概要）

## 1 趣旨

学校の教育活動を再開するにあたり、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障するため、学校の衛生管理の観点から作成

## 2 主な内容

### (1) 「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動

- 基本的な感染症対策
  - ・ 感染源を絶つ：「発熱等風邪症状の場合は自宅での休養を徹底」「登校時の健康状態の把握（健康観察表の活用等）」
  - ・ 感染経路を絶つ：「手洗い」「咳エチケット（マスクの着用）」「消毒」
  - ・ 抵抗力を高める：「十分な睡眠」「バランスの取れた食事」
- 「3つの密」の徹底的回避
- 児童生徒等への感染症対策に関する指導
- 「地域ごとの行動基準」及び活動場面ごとの具体的対応
 

市町村教育委員会が衛生主管部局と連携し、地域（「生活圏」）の感染レベルに応じた「学校の行動基準」に基づき、学校教育活動を継続

学校の行動基準				
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動	学校給食
<b>レベル3</b> 「特定(警戒)」相当	できるだけ	行わない	少人数(個人) 短時間	配膳を省略 できる献立
<b>レベル2</b> 「感染拡大注意」相当	2m (最低1m)	リスクの低い活動（給食提供） から徐々に実施		
<b>レベル1</b> (レベル2未満)	1mを目安	十分な感染対策を行った上で実施		

### (2) 教育委員会による臨時休業の判断

- 感染者が発生した学校では、学校内の感染拡大の可能性の高低により判断（学校内の感染拡大の可能性が高いと判断された場合に学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業）
- 感染者が発生していない学校は、首長から地域全体の活動自粛強化の一環として要請があった場合、生活圏によるまん延状況により休業の要否を判断
- 特措法による「緊急事態宣言」を受けた知事から要請があった場合、地域や生活圏におけるまん延状況により、首長と相談の上、判断

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

参考資料

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と

学校内における活動の態様、  
接触者の多寡、  
地域における感染拡大の状況、  
感染経路の明否等

を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止



学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等  
（「感染拡大警戒地域」）



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信



右の要請を踏まえても

公共交通機関を  
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業実施せず



首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請



臨時休業を実施  
※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

# 保護者の皆様へ

「学校の新しい生活様式」がはじまります。  
皆様のご理解とご協力をお願いします。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～学校の新しい生活様式～（2020.5.22Ver.1）」（文部科学省）より

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認されたワクチンも存在しないため、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

そのため、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、子どもたちの健やかな学びを保障していくために、学校においても「3つの密」を徹底的に避ける「新しい生活様式」を導入し、感染のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を行ってまいります。

## 「学校の新しい生活様式」のポイント

### 基本的な対策

- 手洗いは、流水と石けんで、こまめに、丁寧に(30秒程度)行います。
- マスクは、児童生徒及び教職員ともに、常時着用します。  
※熱中症の心配があるときや体育の授業等では外す場合もあります。
- 換気を、定期的に行います。※教室内の温度は適切に管理します。
- 消毒は、1日1回以上、手でよく触れる場所や教具を消毒液で清拭します。
- 身体的距離（座席配置）を、可能な限り1～2メートル確保します。
- 発熱などの風邪症状がある場合は、自宅で休養させてください。  
※その場合、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱います。

### 【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

### 感染症の学習

- 子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、
- 自分から感染リスクを避けることができるよう指導します。
- 差別や偏見のない適切な行動をとることができるよう指導します。

### 臨時休業等の判断

- お子様に感染等の事由が生じた場合は、出席停止等の対応を行います。  
※詳しくは、裏面をご覧ください。
- 保健所等の助言を受け、学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休業の必要性や規模（学級単位、学年単位、学校全体）等を判断します。

学校生活に不安を感じた場合は、いつでも学校や相談窓口にご相談ください。

※「子ども相談支援センター」 ☎：0120-3882-56（24時間無料）

E-mail：doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

集団生活の場である学校においては、最大限の感染予防対策が必要です。

つきましては、万が一、お子様が感染したときなど、次に該当する事由が生じた場合は、速やかに情報提供にご協力いただきますよう、お願いします。

また、保健所が、学校を通して疫学調査を実施する場合には、調査にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

なお、ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。

	お子様の状況	学校の対応
①	感染した	治癒するまでの間「出席停止」
②	濃厚接触者になった	14日間の「出席停止」
③	同居する家族が濃厚接触者になった	保健所等による当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間「出席停止」

### <保護者の皆様へのおお願い>

次の事項を学校に連絡してください。

- ・氏名
- ・判明期日
- ・現在の健康状態
- ・保健所の指示内容
- ・担当となる保健所名



各 教 育 局 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様  
(各市町村立小・中学校、義務教育学校長)

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 川 端 香代子

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における  
「学びの保障」の方向性等について(通知)

このことについては、令和2年(2020年)5月18日付け教義第174号で通知したところですが、年間指導計画の見直し等、教育課程の編成に当たっては、令和2年(2020年)5月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」も踏まえ、次の留意事項に基づき、適切な対応をお願いします。

記

- 1 各教科等の学習指導については、次のことに留意すること。
  - (1) 学校再開直後は、児童生徒が円滑に学校生活に適應できるよう、時間割や授業の進め方を工夫すること。
  - (2) 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、地域における感染状況を踏まえ、実施を判断すること。
  - (3) 学校再開後の授業において、児童生徒の家庭学習への取組状況や学習内容の定着状況を把握し、年間指導計画の見直しに生かすこと。
- 2 年間指導計画を見直す際は、次のことに留意すること。
  - (1) これまで指導できなかった内容を確実に指導できるよう、家庭学習との組合せや指導順序の変更などにより、学校の授業における重点化を図り、今後新たに必要となる授業時数を明らかにした上で、長期休業期間等における登校日を設定すること。なお、様々な要因により、今後、臨時休業を行うことも想定した計画を立てること。
  - (2) 小学校第6学年及び中学校第3学年については、年度内に全ての児童生徒に学習指導要領に示された各教科等の内容を身に付けさせるようにすること。また、最終学年以外についても、児童生徒の負担に十分配慮した上で、今年度中に学習指導要領に示された内容を終えることとすること。なお、全てを扱うことができない場合、次年度以降を見通した教育課程編成等について、今後、文部科学省から資料の提供が予定されており、別途通知するので参考とすること。
  - (3) 授業時数を確保するための取組として、時間割編成の工夫など以下の取組が考えられるが、いずれも児童生徒の過度な負担とならないよう十分配慮するとともに、地域や学校の実情を踏まえ、これらの取組を効果的に組み合わせること。なお、実施に当たっては、次の点に留意すること。
    - ・ 時間割編成の工夫として1日のコマ数を増やす場合は、児童生徒の発達の段階を

十分に踏まえること。なお、1コマを40分や45分に短縮した授業は、7時間授業など1日の授業コマ数を増やす場合の例示であり、年間授業時数は1単位時間を小学校は45分、中学校は50分としていることに留意すること。

- ・長期休業期間の短縮については、これまでの臨時休業による欠時数や児童生徒の年間の生活リズム等を踏まえると夏季・冬季合わせて20日程度の登校日が想定されること。また、ICTの活用等により一律の登校日とせず、補充的な学習の機会を設定することも考えられること。なお、夏季休業中の登校日の設定に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。

- ・土曜日に授業を行う場合は、原則として、4週前の日から8週後の日までの期間において、適切に振替等を行うこと。

(4) 学校行事の重点化については、それぞれの行事の意義や必要性、各教科等における学習活動との関連を再確認の上、次の点に留意して検討すること。

- ・体育的な行事（運動会、体育大会等）については、児童生徒が密集する種目や近距離で組み合ったりする種目が多い場合は、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難な場合、延期または実施しないなどの取扱いとすること。

- ・文化的行事（学校祭等）については、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について避けた内容や方法を検討した上で、地域の感染状況を踏まえて実施すること。

- ・修学旅行、宿泊研修などの宿泊を伴う行事については、当面の間実施を見合わせることにするが、実施に向けた検討を行い、別途お知らせする。

3 授業を補完するための家庭学習については、次の点に留意すること。

(1) 教育課程の特例的な措置として、次の要件を満たせば、学校長の判断により、家庭学習の内容を再度授業で取り扱わないことができること。なお、授業と家庭学習を組み合わせた指導や活用するワークシートの例は別添資料参照。

- ・家庭学習の内容が、各教科等の指導計画に適切に位置付くものであること

- ・家庭学習の評価を、教師が適切に把握することが可能なこと

- ・家庭学習により、児童生徒の十分な学習内容の定着が見られること

(2) ICTを活用した家庭学習を課す際は、各家庭における端末の保持や通信環境の状況に十分配慮すること。なお、家庭のICT環境等について確認する際には、具体的な取組の内容や必要な機器、ICTを活用できない場合の代替・補完方法等について丁寧に説明するなどの配慮をすること。

(義務教育指導係)

(学力向上推進係)

## 授業と家庭学習を効果的に組み合わせた学習展開例

### 1. 教育課程の実施における特例的な措置

学校の再開に当たっては、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立ち、年間指導計画の見直しにより、まずは、指導に必要な授業時数（標準授業時数）を実質的に確保することが大切です。




ただし、学校が授業時数の確保に努力してもなお、年間指導計画に照らして、再開後の授業の中で、学校で指導していない内容全てを指導することがどうしても難しく、教育課程の実施に支障が生じる場合、以下の要件を満たせば、学校長の判断により、家庭学習の内容を再度授業で取り扱わないことができます。

- \*家庭学習の内容が、各教科等の指導計画に適切に位置付くものであること
  - \*家庭学習の評価を、教師が適切に把握することが可能なこと
  - \*家庭学習により、児童生徒の十分な学習内容の定着が見られること
- (令和2年4月14日付け教義第68号通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」)




※なお、児童生徒が家庭で実施した学習を授業時数として扱うことはできません。

### 2. 授業と家庭学習を効果的に組み合わせた学習に今後取り組む場合の例

#### ① 家庭における学習課題に基づく学習を主とした展開





<b>授 業</b>	<input type="checkbox"/> 学習課題を確認する（学習への動機付け）。 <input type="checkbox"/> 教科書等を活用し、知識及び技能を習得する。 <input type="checkbox"/> 学習計画を立て、家庭学習の方法や手順を確認する。	
<b>家庭学習</b>	◇学習課題の解決に向け、教科書や資料を基に調べたことや自分の考えをまとめる。 ※ノート、ワークシート等の活用	
<b>授 業</b>	<input type="checkbox"/> 調べたことや自分の考えを発表し交流する。 <input type="checkbox"/> 協働的な学び合いにより、考えを広げ、深める。 <input type="checkbox"/> 学習課題のまとめを行う。	
<b>評 価</b>	■ワークシート等により家庭における学習状況を評価する。〔各時間〕 ■授業観察、単元テスト等により単元（題材）の学習状況を総括的に評価する。〔単元末〕	

#### ② 家庭における実技を伴う学習を主とした展開




<b>授 業</b>	<input type="checkbox"/> 単元（題材）の目標や学習課題を確認する。 <input type="checkbox"/> 単元（題材）で学習する知識及び技能を習得する。 <input type="checkbox"/> 学習計画を立て、家庭学習の方法や手順を確認する。	
<b>家庭学習</b>	◇学習課題に基づき、家庭でも実施可能な工夫の作品づくりや音楽の演奏・音楽づくり等に取り組む。 ※自分の願いや思いの表現、繰り返し演奏	
<b>授 業</b>	<input type="checkbox"/> 作品の紹介や工夫したところ、成果等を発表し、交流する。 <input type="checkbox"/> 単元（題材）の学習課題のまとめを行う。	
<b>評 価</b>	■ワークシート等により家庭における学習状況を評価する。〔各時間〕 ■作品や発表（表現）等により、単元（題材）の学習状況を総括的に評価する。〔単元末〕	



③ 家庭での予習を主とした展開

<p>家庭学習</p>	<p>◇教科書を中心に予習する。 ※「どさんこ学び応援サイト」や動画配信の活用 ◇分かったことや疑問をノート等にまとめる。</p> 
<p>授業</p>	<p>□予習の定着状況を確認する。 □協働的な学び合いにより課題解決・まとめを行う。 □家庭学習の方法や手順を確認する。</p> 
<p>家庭学習</p>	<p>◇授業の復習や次時の予習を行う。 ※「どさんこ学び応援サイト」や動画配信の活用 ◇分かったことや疑問をノート等にまとめる。</p> 
<p>授業</p>	<p>□予習の定着状況を確認する。 □協働的な学び合いにより課題解決・まとめを行う。 □単元の学習課題のまとめを行う。</p> 
<p>評価</p>	<p>■ノート等により家庭における学習状況を評価する。〔各時間〕 ■授業観察、単元テスト等により単元（題材）の学習状況を総括的に評価する。〔単元末〕</p>

④ 家庭での復習を主とした展開

<p>授業</p>	<p>□学習課題を確認する。 □協働的な学び合いにより課題解決・まとめを行う。 □家庭学習の方法や手順を確認する。</p> 
<p>家庭学習</p>	<p>◇類似問題や応用問題、発展問題に取り組む。 ◇分かったことや疑問をノート等にまとめる。 ※教科書、ノート等の活用</p> 
<p>授業</p>	<p>□分かったことや疑問について共有する。 □新たな学習課題を確認する。 □協働的な学び合いにより課題解決・まとめを行う。 □家庭学習の方法や手順を確認する。</p> 
<p>評価</p>	<p>■ノート等により家庭における学習状況を評価する。〔各時間〕 ■授業観察、単元テスト等により単元（題材）の学習状況を総括的に評価する。〔単元末〕</p>

教 健 体 第 1 5 4 号  
令和2年(2020年)5月27日

各 教 育 局 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての部活動の留意事項について(通知)

このことについて、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開について」(令和2年5月26日付け教健体第146号通知)、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」(令和2年5月22日付け学校教育局長事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について(5月21日時点)」(令和2年5月22日付け学校教育局長事務連絡)を踏まえて、対応いただいているところですが、特に次の事項について、適切に対応するようお願いいたします。  
なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知してください。

記

- 1 部活動の活動時間等(休養日や活動時間の設定及び大会等の参加)については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を厳守すること。
- 2 生徒等の感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮を行うこと。  
なお、感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮ができない場合は、活動を自粛すること。
- 3 臨時休業及び春季休業期間において、運動不足になっている生徒もいると考えられることから、十分な準備運動を行うとともに、十分な練習期間を経ないうちは、対外試合や校外での合宿等身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 4 対外試合や校外での合宿等については、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要であること。

(健康・体育課健康・体育指導係)

日程第 5

報告第 2 号

令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する件について

このことについて、別紙のとおり認定したので報告します。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 6

報告第 3 号

令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）のうち、  
教育費に関する件について

このことについて、別紙のとおり認定したので報告します。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号  
令和 2 年 6 月 2 日

仁木町教育委員会  
教育長 岩 井 秋 男 様

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎



補正予算に対する意見の聴取について

令和 2 年第 2 回仁木町議会定例会（6 月 18 日開会）に、次のとおり教育に関する補正予算を提出しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき貴委員会の意見を聴取するので、6 月 4 日までに回答願います。

記

○令和 2 年第 2 回仁木町議会定例会付議事件

- ・令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）のうち、教育費に関する件
- ・令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 2 号）のうち、教育費に関する件

(総務課総務係)

仁 教 委 号  
令和 2 年 6 月 4 日

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎 様

仁木町教育委員会  
教育長 岩 井 秋 男

補正予算に対する意見の聴取について（回答）  
令和2年6月2日付仁総号をもって意見を求められた下記の件については、  
特に意見はないので、その旨申し出いたします。

記

○令和2年第2回仁木町議会臨時会付議事件

- ・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）のうち、教育費に関する件
- ・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育費に関する件

（総務学校教育係）

承認第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。

令和2年6月18日提出

仁木町長 佐藤 聖一郎

記

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

専 決 処 分 書

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算

本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月18日

仁 木 町 長 佐 藤 聖 一 郎



令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,013,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日専決

仁木町長 佐藤聖一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		625,830	50,749	676,579
	2. 国庫補助金	412,646	50,749	463,395
19. 繰入金		324,864	△6,633	318,231
	1. 基金繰入金	324,864	△6,633	318,231
	歳入合計	3,969,529	44,116	4,013,645

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		825,007	5,452	830,459
	1. 社会福祉費	611,862	1,452	613,314
4. 衛生費	2. 児童福祉費	213,065	4,000	217,065
	1. 保健衛生費	457,431	2,763	460,194
7. 商工費		457,431	2,763	460,194
	1. 商工費	199,245	22,434	221,679
9. 消防費		199,245	22,434	221,679
	1. 消防費	215,196	5,529	220,725
10. 教育費		215,196	5,529	220,725
	1. 教育総務費	256,190	7,938	264,128
歳出合計		64,917	7,938	72,855
		3,969,529	44,116	4,013,645

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	322,559		322,559
2. 地方譲与税	41,590		41,590
3. 利子割交付金	400		400
4. 配当割交付金	550		550
5. 株式等譲渡所得割交付金	250		250
6. 法人事業税交付金	400		400
7. 地方消費税交付金	83,000		83,000
8. ゴルフ場利用税交付金	3,100		3,100
9. 環境性能割交付金	5,000		5,000
10. 地方特例交付金	1,800		1,800
11. 地方交付税	1,775,000		1,775,000
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	5,904		5,904
14. 使用料及び手数料	72,073		72,073
15. 国庫支出金	625,830	50,749	676,579
16. 道支出金	247,921		247,921
17. 財産収入	16,599		16,599
18. 寄附金	200,010		200,010
19. 繰入金	324,864	△6,633	318,231
20. 繰越金	5,000		5,000
21. 諸収入	54,179		54,179
22. 町 債	183,000		183,000
歳入合計	3,969,529	44,116	4,013,645

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			その他
				国道支出金	地方債		
1. 議会費	56,795		56,795				
2. 総務費	972,254	0	972,254	180			△180
3. 民生費	825,007	5,452	830,459	5,452			
4. 衛生費	457,431	2,763	460,194	9,849			△7,086
5. 労働費	31		31				
6. 農林水産業費	239,646		239,646				
7. 商工費	199,245	22,434	221,679	24,932			△2,498
8. 土木費	311,192		311,192				
9. 消防費	215,196	5,529	220,725	2,399			3,130
10. 教育費	256,190	7,938	264,128	7,937			1
11. 災害復旧費	10		10				
12. 公債費	433,817		433,817				
13. 諸支出金	715		715				
14. 予備費	2,000		2,000				
歳出合計	3,969,529	44,116	4,013,645	50,749			△6,633

歳入予算補正事項別明細書

2. 歳入

款15. 国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 15. 国庫支出金	625,830	50,749	676,579			
項 2. 国庫補助金	412,646	50,749	463,395			
目 1. 総務費国庫補助金	334,141	50,749	384,890	1. 総務費補助金	50,749	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 50,749,000 円

歳出予算補正事項別明細書



(単位：千円)

項 1. 教育総務費

款 10. 教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	金 額	区 分	金 額	
款 10. 教育費	256,190	7,938	264,128	7,937			1		
項 1. 教育総務費	64,917	7,938	72,855	7,937			1		
目 3. 教育振興費	0	7,938	7,938	7,937			1		「本目新設」
								10. 需用費	528 528,000 円 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 528,000 円
								11. 役務費	1,050 1,050,000 円 ・ 通信料 1,050,000 円 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 1,050,000 円
								17. 備品購入費	3,690 3,690,000 円 学校管理用備品 3,690,000 円 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 3,690,000 円
								18. 負担金補助 及び交付金	2,670 670,000 円 中学校特別活動費補助金 670,000 円 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 670,000 円 学生緊急支援給付金 2,000,000 円 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 2,000,000 円

日程第 7

議案第 1 号

仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金  
交付要綱の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年6月3日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る北海道の緊急事態宣言を受け、生活が困窮している大学生を扶養している保護者に対し、仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金（以下「緊急支援給付金」という。）を交付することに関して、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (給付対象者)

第2条 緊急支援給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年6月1日において、仁木町の住民基本台帳に記録され、国公私立大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び学校法人が運営している予備校に通学している平成14年4月1日までに生まれた者（以下「大学生等」という。）を、所得税又は住民税の控除対象扶養親族としている者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯であること。

- (1) 国の学生支援緊急給付金を受ける大学生等を扶養している世帯
- (2) 令和2年度住民税非課税世帯
- (3) ひとり親世帯
- (4) 大学生等以下の親族を3人以上扶養している世帯

### (給付額)

第3条 給付額は、大学生等1人につき10万円とする。

### (申請手続及び申請期限)

第4条 給付対象者は、緊急支援給付金の申請にあたり、次の各号に掲げる書類を添付して提出する。

- (1) 緊急支援給付金申請書（別紙1）
- (2) 在学証明書類（写し可）
- (3) 大学生等を扶養している証明書類（令和2年1月1日以降に仁木町へ転入してきた者のみ）

2 申請期限は、令和2年11月30日とする。

### (給付決定及び給付)

第5条 町長は、申請書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付の決定を行うとともに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、仁木町会計管理者が発行する口座振込済通知書をもって交付決定通知に替えることができる。

2 町長は、前項の給付の決定をしたときは、申請者が指定した口座に振り込む方法により緊急支援給付金を給付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱)

第6条 町が緊急支援給付金の給付に関する周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から申請期限までに申請が行われなかった場合は、給付対象者が緊急支援給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 町が給付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により給付できなかった場合において、町が確認等に努めた上でもなお補正等が行われなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により緊急支援給付金の給付を受けた者がいる場合は、既に給付を受けた緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 緊急支援給付金の給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急支援給付金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。



### 学生緊急支援給付金申請書

○ 申請者

(フリガナ) 氏 名	現 住 所	生年月日
署名 (又は記名押印)	日中に連絡可能な電話番号 ( )	年 月 日
(印)		

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、申請者の個人情報を公簿等で確認すること。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。

○ 大学生等

	氏名	続柄	生年月日	住所 (同居されている場合は「同居」と記入願います。)
1				
2				
3				

○ 受取方法 (希望する受取方法 (下記のA、又はB) のチェック欄 (□) に『レ』を入れて必要事項を御記入ください。)

□ A 次の (希望する口座) への振込を希望

□ この口座が当町の特別定額給付金受給口座、水道料の引落とし、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、申請者の名義である場合 (この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。) また、当該口座の確認について、当町の行政部局に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) □ 特別定額給付金受取口座 □ 水道料引落口座 □ 児童手当等の受取口座

□ B 指定の金融機関口座 (申請者の口座に限ります。) への振込を希望

【受取口座記入欄】 (長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※ 通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)						(フリガナ) 口 座 名 義	
1 銀行	本・支店	1 普通 2 当座								
2 金庫	本・支所									
3 農協	支店コード									

- ※ 通帳又は、キャッシュカードの写しを必ず添付してください。
- ※ 申請者以外の口座に振込を希望する場合は、相談してください。

■ 事務作業欄

□ 国の緊急支援給付金 □ 非課税 □ ひとり親 □ 多子世帯

日程第 8

議案第 2 号

令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 2 号）のうち、  
教育費に関する件

このことについて、仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育  
長に委任する規則第 2 条第 1 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

議案第1号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,961 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,003,684 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月18日提出

仁木町長 佐藤聖一郎

(単位：千円)

## 第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		676,579	10,575	687,154
	2. 国庫補助金	463,395	10,575	473,970
16. 道支出金		247,921	95	248,016
	1. 道負担金	125,849	44	125,893
	2. 道補助金	113,756	51	113,807
18. 寄附金		200,010	140	200,150
	1. 寄附金	200,010	140	200,150
19. 繰入金		318,231	△49,600	268,631
	1. 基金繰入金	318,231	△49,600	268,631
20. 繰越金		5,000	26,857	31,857
	1. 繰越金	5,000	26,857	31,857
21. 諸収入		54,179	1,972	56,151
	4. 受託事業収入	32,131	61	32,192
	5. 雑収入	21,188	1,911	23,099
	歳入合計	4,013,645	△9,961	4,003,684



(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		56,795	△152	56,643
	1. 議会費	56,795	△152	56,643
2. 総務費		972,254	△18,464	953,790
	1. 総務管理費	916,689	△18,572	898,117
	3. 戸籍住民登録費	17,410	108	17,518
3. 民生費		830,459	677	831,136
	1. 社会福祉費	613,314	522	613,836
4. 衛生費		217,065	155	217,220
	2. 児童福祉費	460,194	△712	459,482
6. 農林水産業費		460,194	△712	459,482
	1. 保健衛生費	460,194	△712	459,482
8. 土木費		239,646	1,074	240,720
	1. 農業費	233,462	1,074	234,536
10. 教育費		221,679	△1,950	219,729
	1. 商工費	221,679	△1,950	219,729
8. 土木費		311,192	227	311,419
	1. 土木管理費	31,932	8	31,940
4. 住宅費		36,659	219	36,878
	4. 住宅費	264,128	9,339	273,467
2. 小学校費		64,951	4,612	69,563
	3. 中学校費	41,508	2,720	44,228
4. 社会教育費		15,201	1,800	17,001
	5. 保健体育費	69,613	207	69,820
歳出合計		4,013,645	△9,961	4,003,684

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	322,559		322,559
2. 地方譲与税	41,590		41,590
3. 利子割交付金	400		400
4. 配当割交付金	550		550
5. 株式等譲渡所得割交付金	250		250
6. 法人事業税交付金	400		400
7. 地方消費税交付金	83,000		83,000
8. ゴルフ場利用税交付金	3,100		3,100
9. 環境性能割交付金	5,000		5,000
10. 地方特例交付金	1,800		1,800
11. 地方交付税	1,775,000		1,775,000
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	5,904		5,904
14. 使用料及び手数料	72,073		72,073
15. 国庫支出金	676,579	10,575	687,154
16. 道支出金	247,921	95	248,016
17. 財産収入	16,599		16,599
18. 寄附金	200,010	140	200,150
19. 繰入金	318,231	△49,600	268,631
20. 繰越金	5,000	26,857	31,857
21. 諸収入	54,179	1,972	56,151
22. 町 債	183,000		183,000
歳入合計	4,013,645	△9,961	4,003,684

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			その他
				国道支出金	地方債		
1. 議会費	56,795	△152	56,643				△152
2. 総務費	972,254	△18,464	953,790	2,208		△14,997	△5,675
3. 民生費	830,459	677	831,136	146		100	431
4. 衛生費	460,194	△712	459,482				△712
5. 労働費	31		31				
6. 農林水産業費	239,646	1,074	240,720	1,206			△132
7. 商工費	221,679	△1,950	219,729				△1,950
8. 土木費	311,192	227	311,419				227
9. 消防費	220,725		220,725				
10. 教育費	264,128	9,339	273,467	7,110		2,169	60
11. 災害復旧費	10		10				
12. 公債費	433,817		433,817				
13. 諸支出金	715		715				
14. 予備費	2,000		2,000				
歳出合計	4,013,645	△9,961	4,003,684	10,670		△12,728	△7,903

歳入予算補正事項別明細書

2. 歳入

款15. 国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 15. 国庫支出金	676,579	10,575	687,154			
項 2. 国庫補助金	463,395	10,575	473,970			
目 1. 総務費国庫補助金	384,890	2,208	387,098	1. 総務費補助金	2,208	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,208,000 円
目 2. 民生費国庫補助金	15,118	51	15,169	2. 児童福祉費補助金	51	子ども・子育て支援交付金 51,000 円
目 5. 教育費国庫補助金	273	7,110	7,383	1. 小学校費補助金	4,500	情報機器整備費補助金 4,500,000 円
				2. 中学校費補助金	2,610	情報機器整備費補助金 2,610,000 円
目 6. 農林水産業費国庫補助金	0	1,206	1,206			「本目新設」 強い農業づくり事業補助金 1,206,000 円
				1. 農業費補助金	1,206	

(単位：千円)

款19. 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 19. 繰入金	318,231	△ 49,600	268,631			
項 1. 基金繰入金	318,231	△ 49,600	268,631			
目 1. 財政調整基金繰入金	207,190	△ 34,900	172,290	1. 財政調整基金繰入金	△ 34,900	財政調整基金繰入金 △34,900,000 円
目 2. ふるさと振興基金繰入金	92,739	△ 14,700	78,039	1. ふるさと振興基金繰入金	△ 14,700	ふるさと振興基金繰入金 △14,700,000 円

(単位：千円)

款21. 諸 収 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 21. 諸 収 入	54,179	1,972	56,151			
項 4. 受託事業収入	32,131	61	32,192			
目 1. 教育費受託収入	14,030	61	14,091	1. 教育費受託収入	61	学校給食受託収入 61,000 円
項 5. 雑 入	21,188	1,911	23,099			
目 4. 雑 入	18,243	1,911	20,154	1. 雑 入	1,911	会計年度任用職員等社会保険料 3,000 円 一般コミュニティ助成金 1,800,000 円 学校臨時休業対策費補助金 108,000 円

歳出予算補正事項別明細書



款10. 教育費 (単位：千円) 項 2. 小学校費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
款10. 教育費	264,128	9,339	273,467			7,110	2,169	60			
項 2. 小学校費	64,951	4,612	69,563			4,500	100	12			
目 1. 学校管理費	61,246	12	61,258					12	12. 委託料	保守点検委託料 ・ 浄化槽維持管理委託料 ・ 小学校施設管理経費	
目 2. 教育振興費	3,705	4,600	8,305			4,500	100		17. 備品購入費	図書備品 ・ 小学校教育振興一般経費 学校管理用備品 ・ 校内通信ネットワーク等整備事業 小学校施設整備事業	
項 3. 中学校費	41,508	2,720	44,228			2,610	100	10			
目 1. 学校管理費	38,187	10	38,197					10	12. 委託料	保守点検委託料 ・ 浄化槽維持管理委託料 ・ 中学校施設管理経費	
目 2. 教育振興費	3,321	2,710	6,031			2,610	100		17. 備品購入費	図書備品	

(単位：千円)

項 3. 中学校費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源			
				国 道 支 出 金	地 方 債				
項 4. 社会教育費	15,201	1,800	17,001		1,800			・ 中学校教育振興一般経費 100,000 円 学校管理用備品 2,610,000 円 ・ 校内通信ネットワーク等整備事業 中学校施設整備事業 2,610,000 円	
目 1. 社会教育総務費	15,201	1,800	17,001		1,800	18. 負担金補助 及び交付金	1,800	コミュニティ助成事業助成金 1,800,000 円 ・ コミュニティ助成事業 備品修繕 1,800,000 円	
項 5. 保健体育費	69,613	207	69,820		169				
目 3. 学校給食費	41,614	207	41,821		169	10. 需用費	207	膳材料費 207,000 円 ・ 学校給食センター運営経費 207,000 円	

日程第 9

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 2 年 6 月 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

## 1 当面する教育諸問題

## 2 当面する行事日程について

### ★ 令和2年第7回仁木町教育委員会定例会

月 日 ( ) : ~ 応接室

※令和 元年・・・7月30日(月) 12:53~14:30

※平成30年・・・7月30日(月) 13:30~15:25

### ○ 議会運営委員会

6月 5日(金) 13:30~ 委員会室

### ○ 令和2年第2回仁木町議会定例会

6月18日(木) ~ 19日(金)

### ○ 後志教育局教育行政事務打合せ

6月22日(月) 14:35~ 応接室

### ○ 定例校長会

6月23日(火) 9:30~ 会議室2

## 3 その他

- (1) 「校務」とは、法令、条例、教育委員会規則その他の規程に基づく事務及び職務に関し命ぜられた事務その他学校の行う事務をいう。
- (2) 「職員」とは、学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員及びその他の職員をいう。
- (3) 「所属職員」とは、職員のうち、校長を除いた者をいう。
- (4) 「学校施設」とは、学校の校地、校舎、設備等をいう。
- (5) 「児童等」とは、児童又は生徒をいう。
- (6) 「休業日」とは、児童等に対して授業を行わない日をいう。
- (7) 「教科書」とは、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学省が著作権を有する教科用図書をいう。
- (8) 「準教科書」とは、教科書の発行されていない各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「教科等」という。）に主として使用する図書又は教科書と一体として使用する図書をいう。
- (9) 「教材」とは、教科書及び準教科書以外で学校が教育活動の一環として使用する図書その他の材料をいう。
- (10) 「外勤」とは、公務のため一時勤務する学校を離れる場合で、第49条に規定する公務による旅行以外のものをいう。

## 第2章 教育活動

(学年)

第4条 学年は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第59条の規定（この規定を準用する場合を含む。）に基づき、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第29条の規定に基づき定める学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 校長は、教育上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、2学期とすることができる。

3 校長は、前項の規定により定めた学期を、委員会に届け出るものとする。

(休業日)

第6条 施行令第29条の規定に基づき定める休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 開校記念日
- (5) 学年始休業日 4月1日から4月5日までの間において引き続き5日以内
- (6) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの間において引き続き25日以内
- (7) 冬季休業日 12月20日から1月20日までの間において引き続き25日以内
- (8) 学年末休業日 3月25日から3月31日までの間において引き続き7日以内
- (9) その他校長が必要と認めた休業日 5日以内

2 前項第4号から第9号に掲げる休業日の期日及び期間は、校長が定め、あらかじめ、休業届（別記第1号様式）により教育長に届け出るものとする。

